

## エックス線装置に係る放射線障害防止対策に関する検討会 開催要綱

## 1 目的

エックス線装置等の構造やその使用については、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）により規定されている。

一方で、令和 3 年 5 月には、エックス線装置を点検中の作業員が被ばくする事故が発生し、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）評価レベル 3（重大な異常事象）として国際原子力機関（IAEA）に報告されるなど、重大な災害が発生したところである。

このため、昨今のエックス線装置の使用状況や事故事例を踏まえ、エックス線装置の使用時における放射線管理の水準向上に向けた対策を検討することとする。

## 2 検討内容

- (1) エックス線装置を使用する業務における健康障害防止対策のあり方について
- (2) その他関連する事項について

## 3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

## 4 検討会の運営

- (1) 本検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・法人情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断したときは、非公開で実施することができるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

エックス線装置に係る放射線障害防止対策に関する検討会  
構成員名簿

飯本 武志	国立大学法人東京大学 環境安全本部 教授
釜田 敏光	ポニー工業株式会社 執行常務取締役 技術本部 副本部長
黒島 巖	日本基幹産業労働組合連合会 事務局次長
郡 佳伸	三菱重工パワー検査株式会社 高砂事業部 検査部技術グループ技術チーム 主任チーム統括
古渡 意彦	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門 放射線医学研究所 計測・線量評価部 物理線量評価グループ グループリーダー
田北 雅彦	株式会社 IHI 検査計測 検査事業部 横浜検査部 品質管理グループ 主幹
夏原 正仁	株式会社島津製作所 分析計測事業部 営業統括部 産学官プロジェクト推進室 特任部長
松島 勤	日本マテック株式会社 会長
山脇 義光	日本労働組合総連合会 労働法制局長

(五十音順)